明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令（六八）　二
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（六九）　三
○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（七〇）　三
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（七一）　三

〔省　令〕

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**一一）　四
○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（**同**一二）　四
○計量法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**一八）　四
○指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令（**同**一九）　四

〔規　則〕

○人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一一―八―五〇）　五
○警察職員の服務の宣誓に関する規則の一部を改正する規則（**国家公安委**二）　五

〔告　示〕

○令和四年歌会始のお題を定められた件（**宮内庁**二）　五
○電話リレーサービス支援機関の指定に関する件（**総務**一一四）　五
○電話リレーサービス提供機関の指定に関する件（**同**一一五）　五
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**法務**五九）　六
○日本国に帰化を許可する件（**同**六〇）　六
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**七五）　六
○在外教育施設の認定を取り消す件（**文部科学**四三）　七
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和三年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件（**厚生労働**一〇二）　七
○令和二年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（**同**一〇三）　七
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**農林水産**四一八）　七
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第二十一条及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第十三条第一項の規定に基づき登録実施機関の登録事項を変更した件（**農林水産・経済産業・国土交通**二）　八
○水源地域対策特別措置法の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域整備計画を決定した件（**国土交通**二二九）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**二三〇）　八
○測量に関する専門の養成施設の養成業務の休止の届出があった件（**同**二三一）　八
○高速自動車国道に関する件（**同**二三二～二三四）　八

〔国会事項〕

国家試験
令和三年度情報処理技術者試験（基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験）（経済産業省）　一〇
令和三年度情報処理技術者試験（ＩＴパスポート試験）（同）　一〇
令和二年度弁理士試験合格者（工業所有権審議会）　一二

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項　一二

〔官庁報告〕

官庁事項
日本海西部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書の公表について（農林水産省）　一〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。